

国名 マレーシア

〒 150-0036 渋谷区南平台町 20-16
TEL : 03-3476-3840

※ 旅券の再発行はしていません。日本→マレーシアへの片道緊急旅券 (Emergency Certificate) を発行します。

* 旅券所持者が 18 歳以下の場合、保護者 (父又は母) が申請しなければなりません。

その場合、以下の書類が追加されます。

* 申請は、本人が大使館の窓口にて行うこと。郵送による申請は受付していません。

* 必要書類のコピーは、A4 サイズで統一してください。

*Emergency Certificate の発行に 2 日間かかります。受領時も本人が大使館の窓口までお越しください。

* 交付時間は、通常は 15:00 ~ 16:00(申請時間によって異なります、土日祝祭日を除きます。)

* お問い合わせ :TEL:03-3476-3849(14:00 ~ 17:00)FAX:03-3476-4971

旅券再発行のための必要書類は何ですか？ 子供の場合、必要書類は変わりますか？

大人の場合	子供の場合
旅券 (破損、期限切れの場合) 一オリジナル & コピー 2 部—旅券のコピーは、旅券番号、本人データ、過去の延長、旅券の記載内容変更、在留資格、本人署名の各欄が必要です。 マレーシアの身分証明書 -12 歳以上の場合—オリジナル & コピー 2 部 マレーシアの出生証明書—オリジナル & 裏表のコピー 2 部 写真 (横 3.5 cm × 縦 5.0 cm) 3 枚 (インスタント写真可) 旅券遺失証明書 (旅券遺失の場合) 一オリジナル & コピー 2 部 在留資格が留学の方は学生証又は在学証明書—オリジナル & コピー 1 部 在留資格が就業に該当する方は社員証又は在職証明書—オリジナル & コピー 1 部 住民票又は在留カード— (オリジナル & コピー 1 部) 在留資格が短期滞在で旅券紛失の方は日本への入国日が確認できる書類 (航空会社の搭乗証明等) 一オリジナル & コピー 2 部 Emergency Certificate 申請用紙 (オリジナル 1 部) 一 申請代金は 50 リンギットを日本円に換算して要支払	同左 旅券所持者が 18 歳以下の場合、保護者 (父又は母) が申請しなければなりません。 その場合、以下の書類が追加されます。 a 保護者の旅券—オリジナル & コピー 2 部—旅券のコピーは、旅券番号、本人データ、過去の延長、旅券の記載内容変更、在留資格、本人署名の各欄が必要です。 b 保護者のマレーシアの身分証明書—オリジナル & コピー 2 部 c 保護者のマレーシアの婚姻証明書—オリジナル & コピー 2 部

手数料はいくらかかりますか？

50 リンギットを日本円に換算して要支払 (2015 年 2 月現在 1,645 円です)

■ 申請書の様式をコピーしたものを使用できますか？

可能。

■ 申請から取得までの日数は？通知が来るのか？指定日に出向くのか？

通常2日間かかります。受付終了後、引換券をお渡ししますので、本人が指定日に受領に来てください。

■ 代理申請は可能ですか？その条件は？委任状は必要か？

不可。本人の指紋が必要なため。

■ 代理受領は可能ですか？その条件は？委任状は必要か？

不可。

■ 受付時間は？

月曜日～ 金曜日

9:00 ～ 12:00

■ 遺失の場合と盗難の場合で、必要書類その他変わるところがありますか？

ありません。両者とも警察署発行の遺失証明書が必ず必要となります。

■ 出国予定日までほとんど日数がないような場合、旅券に代わるトラベルドキュメント等の発給を受けられますか？また旅券の発給を早めに受けることは可能でしょうか？

その場合最短で何日くらいで発給いただけますか？

いかなる状況においても、Emergency Certificate のみの発行となります。なお、当日の発行はありませんので、ご注意ください。

■ 東京以外で同じく再発給手続きを受けることのできる日本国内の窓口はどこにありますか？

東京のマレーシア大使館のみです。